

○高根沢町最低制限価格制度要綱

平成29年6月1日

告示第98号

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續について定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、予定価格が200万円を超える工事のうち、高根沢町低入札価格調査制度実施要綱（令和元年高根沢町告示第119号）の適用を受けるものを除いたものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は、工事価格に10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事は、これに10分の9を乗じて得た額（円未満切捨て））に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額（ただし、建築工事及び設備工事は、これに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定を適用することが適当でないと認められる工事に係る最低制限価格は、当該工事に係る工事価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(入札参加者への周知)

第4条 町長は、入札公告に最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(最低制限価格を下回る入札)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を失格として取り扱うものとし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札候補者としないう旨を告げるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(高根沢町変動型最低制限価格制度試行要領の廃止)

2 高根沢町変動型最低制限価格制度試行要領（平成22年高根沢町告示第28号）は、廃止する。

附 則（令和元年告示第112号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第88号）

この要綱は、公布の日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

附 則（令和7年告示第65号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告をするものについて適用し、同日前に入札の公告をしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和8年告示第25号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告又は指名通知をするものについて適用し、同日前に入札の公告又は通知をしたものについては、なお従前の例による。